◎新潟県告示第467号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部業務課 において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新津茨曽根燕線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
燕市小古津新字江向1563番2から	新	4.3~9.5メートル	56. 2メートル
同市小古津新字小新田326番3まで	旧	4.3~7.4メートル	56. 2メートル

備考 路線の重用

一部区間県道羽黒燕線と重用